

島根県公共工事共通仕様書 改定要旨（H27.4.1）

1. 改定理由

「建設業法等の一部を改正する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」による改定

2. 改正箇所及び内容

（1）第1編共通編 第1章総則 第1節総則

- 1-1-9 工事の下請負 1（3）

改正品確法第8条「受注者の責務」による

- 1-1-10 施工体制台帳 1

入契法の改正により、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての工事に拡大されたため

島根県公共工事共通仕様書新旧対照表

現 行(平成26年4月1日以降適用)							改 定(平成27年4月1日以降適用)						
編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項 以下	編章節条 (項目見出し)
1	0	0	0	0	0	第1編	1	0	0	0	0	0	第1編
						共通編							共通編
1	1	0	0	0	0	第1章	1	1	0	0	0	0	第1章
						総則							総則
1	1	1	0	0	0	第1節	1	1	1	0	0	0	第1節
						総則							総則
1	1	1	9	0	0	1-1-9	1	1	1	9	0	0	1-1-9
						工事の下請負							工事の下請負
1	1	1	9	1	0	1	1	1	1	9	1	0	1
						下請負の要件							下請負の要件
1	1	1	9	1	3	(3)	1	1	1	9	1	3	(3)
						下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。							下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 <u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u>
1	1	1	10	0	0	1-1-10	1	1	1	10	0	0	1-1-10
						施工体制台帳							施工体制台帳
1	1	1	10	1	0	1	1	1	1	10	1	0	1
						一般事項							一般事項
1	1	1	10	1	1		1	1	1	10	1	1	
						受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になる場合、別に定める様式により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。							受注者は、工事を施工するために <u>下請負契約を締結した</u> 場合、別に定める様式により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。